

# 施設利用者へのお願い（ふれあいセンター）

※赤字は、R3.8.2 緊急事態宣言を受けて取扱いを変更した事項

## 1 利用人数の制限（令和2年6月15日から）

施設名	面積（㎡）	利用上限
多目的室①	116.50	29人
多目的室②	103.75	25人

※大声を出すこと、呼吸が速く又は深くなる運動、飲食（水分補給を除く）を伴う行為等は、感染リスクが高まるため、当分の間、不可とします。

## 2 利用時間 午後8時まで

## 3 利用条件

- ①利用前に、許可書を提出してください。
- ②利用者の名簿は、利用団体の代表者が保管してください。

## 4 基本的感染防止対策

- ①原則マスクを着用する。
- ②手洗い・手指の消毒をする。
- ③対人距離の確保（着座時は、できるだけ2mの距離を確保する。）
- ④換気（利用する部屋は、原則30分に5分換気をする。）
- ⑤物品等の消毒（利用した部屋のイス・テーブル等の備品や扉など人が触れた部分については利用後消毒する。）
- ⑥ゴミの廃棄（使用済みのマスク、また鼻水・唾液等が付いたゴミは各自持ち帰る。）

お問い合わせ 松伏町社会福祉協議会(TEL 991-2700)